

総合ごみ収集運搬業務委託（富合・杉上地区） 個別仕様書

1 目的

総合ごみ収集運搬業務委託（富合・杉上地区）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務内容

熊本市（以下「市」という。）が指定する区域のごみステーション等に排出される次の品目について、本仕様書の定めるところにより収集、運搬等を行うこと。

- (1) 燃やすごみ
- (2) 紙
- (3) 埋立ごみ
- (4) 大型ごみ
- (5) 道路上の動物の斃死体、その他臨時に収集を指示するもの

3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

4 収集区域

富合地区、杉上地区

5 収集日、収集品目及び搬入先

- (1) 別紙「収集日等」に定めるとおり。ただし、年末年始を除く。
- (2) 別紙「収集日等」に定めるほか、市が指示する日。（例：春・秋の町内一斉清掃等）
- (3) 紙については原則として祝日は収集しない。ただし、2回以上祝日が連続する場合等はこの限りでない。
- (4) 環境工場の保守点検時期に伴う搬入調整等、市が特に指示を行う場合はこれに従うこと。
- (5) 大型ごみについては市の指示書に基づいて収集することとし、指示書に記載された排出者への連絡は行わないこと。なお、収集後の指示書については、厳重に保管し、月ごとに市へ返還すること。
- (6) 収集日については、家庭ごみ・資源収集カレンダーにて確認すること。

6 常用車の数

最大積載量が2トン以上の塵芥車を2台以上かつ、最大積載量が2トン以上4トン未満のトラック（平ボディ）またはダンプを1台以上とする。

7 予備車の数

別表に定める台数以上配置し、そのうち1台はトラック（平ボディ）またはダンプとすること。

別紙「収集日等」

収集品目	曜 日	収集区域	搬入施設名 及び所在地	搬入 割合
燃やすごみ	月曜日 木曜日	杉上地区	・ 東部環境工場 東区戸島町 2 5 7 0 番地	1 0 0 %
	火曜日 金曜日	富合地区	・ 西部環境工場 西區城山薬師 2 - 1 2 - 1	1 0 0 %
紙	水曜日	富合地区 杉上地区	株式会社 熊本市リサイク ル事業センター 南区近見 8 丁目 8 番 3 5 号	1 0 0 %
埋立ごみ	第 1 , 3 水曜日	富合地区 杉上地区	・ 扇田環境センター 北区貢町 1 5 6 7	1 0 0 %
大型ごみ (不燃)	木曜日 金曜日	富合地区 杉上地区	市が指定する施設 熊本市内	—
大型ごみ (可燃)	木曜日 金曜日	富合地区 杉上地区	・ 東部環境工場 東区戸島町 2 5 7 0 番地 ・ 西部環境工場 西區城山薬師 2 - 1 2 - 1	—
その他 市が指示するもの	随時	富合地区 杉上地区	市が指定する施設	—